

令和5年度日事連建築賞
【募集要項】

1. 目的

本表彰は、すぐれた建築作品を設計した建築士事務所を表彰することにより建築士事務所の資質の向上に資することを目的とする。

2. 募集対象

(1) 建築作品の対象地区

日本国内とする。

(2) 対象建築作品

建築士事務所が一般的に手がけている中小規模の建築作品（新築にかかわらず増改築、改修等を含む）で、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間に竣工（竣工の日は検査済証の交付日とする）したもので、竣工後の増改築等も含め法令が遵守され、構造上、防災上の安全性を備えた建築物とし、次の部門毎に募集する。ただし、本連合会が主催した建築作品表彰に一度応募した作品については対象としない。また、応募にあたっては本募集要項に記載されている事項を含め、建築主等の了解を得たものとする。

①一般建築部門

（延面積が1,000㎡を超え20,000㎡以下の建築物）

②小規模建築部門

（延面積が1,000㎡以下の建築物：戸建住宅を含む）

3. 応募資格者

(1) 単位会（本連合会正会員である都道府県建築士事務所協会をいう）に所属する建築士事務所（以下、単位会会員という）とする。

(2) 応募時点で単位会会員でない者は、5.(1)に規定する第1次審査で第2次審査候補作品に選考された後速やかに単位会に入会申請することを条件とする。

(3) 特定共同企業体（JV）の場合は、その代表者が単位会会員または応募時点で単位会会員でない者は、3.(2)の条件とする。

4. 応募の手続き

(1) 応募作品数

1 建築士事務所につき一般建築部門、小規模建築部門いずれか1点とする。

(2) 提出書類等

①応募申込書（別記様式1）

②建築作品説明書（別記様式2）

建築作品説明書には、1,200字以内に設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容等を記載する。配置図と主要階平面図等をA4サイズ白黒5枚以内で添付すること。

ただし、新築以外の作品を応募する場合は、改修前後が比較できる図面及び写真を含めA4サイズ白黒10枚以内で添付し、建築作品説明書には構造上配慮した点についても記述すること。

③パネル1枚（A1縦長サイズ、縦841mm×横594mm）及びそのカラー縮小版コピー用紙1枚（A3サイズ）

1) パネルに建築作品名称、設計意図、配置図、主要階平面図（縮尺は適宜）及び写

真（枚数は適宜）を納める。設計意図等については、建築作品説明書の概要を400字以内にまとめる。

2) パネル、建築作品説明書及び図面等に応募者（建築士事務所名）を表示してはならない。

④検査済証の写し

検査済証の交付された建物を基本とするが、用途変更や増築・改築等で確認申請を要しない作品においては、検査済証が無い理由を明記の上、竣工日及び延面積がわかる書類を別途添付すること。

⑤最寄り駅から建設地までの案内図（書式任意）

(3) 提出書類等の扱い

提出された資料及び写真については、受賞作品の公表の際に一切の使用制限を受けないことを応募の条件とする。

(4) 応募費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。なお、提出された書類等のうちパネルについては表彰後に返還する。（返還費用については本連合会が負担する）

(5) 応募期限及び提出先

応募しようとする者は、令和5年4月24日（月）までに建築士事務所が所在する都道府県の単位会事務局に応募手続きをしなければならない。

5. 選考の方法及び第2次審査候補作品応募数

(1) 第1次審査（単位会に応募された建築作品の審査）

単位会は応募された建築作品が日事連建築賞の募集対象建築作品であること及び応募資格、応募に係る提出書類等を確認し、日事連建築賞の審査基準を考慮のうえ、厳正な審査を行い、募集要項をすべて満足する第2次審査候補作品を選考する。

(2) 第2次審査候補作品応募数

単位会が選考する第2次審査候補作品の数は、当該単位会の会員数が500事務所以内は一般建築部門及び小規模建築部門それぞれ1点ずつとし、会員数が500事務所を超える単位会にあつては、会員数500事務所以内毎に一般建築部門及び小規模建築部門にそれぞれ1点ずつ加えることができる。また、一方の部門に応募がなく、別部門に上記の第2次審査候補作品応募可能数より多く応募があった場合については、1点のみ加えることができる。なお、単位会の会員数は、本連合会に報告がなされた令和5年3月31日時点のものとする。

(3) 第2次審査

第1次審査で選考された第2次審査候補作品について、本連合会内に設置する「日事連建築賞選考委員会」において、書類審査を行い合議に基づき、部門毎のそれぞれの表彰対象作品を選考する。選考された作品のうちから国土交通大臣賞候補、日事連会長賞候補、優秀賞候補及び奨励賞候補を選考し、現地審査のうえ、それぞれの部門毎の受賞候補作品を決定する。なお、現地審査の際には設計者の立会いを求めるほか、必要に応じて書類、図面等の提出を求める場合がある。ただし、優秀賞、奨励賞については、書類審査によって受賞候補作品を決定することができる。

(4) 受賞者の決定

受賞者は、「日事連建築賞選考委員会」の選考結果に基づき、本連合会の理事会の議を経て会長が決定する。

6. 表彰及び公表

(1) 表彰

① 表彰の種類と数

国土交通大臣賞 1点(予定)

日事連会長賞 1点

(一般建築部門)

優秀賞 3点内外

奨励賞 5点内外

(小規模建築部門)

優秀賞 3点内外

奨励賞 5点内外

②国土交通大臣賞、日事連会長賞の各受賞者には賞状・賞金及び記念品(ブロンズ製・三角スケール)を、優秀賞の受賞者には賞状と賞金を、奨励賞の受賞者には賞状をそれぞれ贈る。

(2) 公表

①受賞者が決定したときは、本連合会または単位会から受賞者に通知する。

②受賞者は本連合会からの求めに応じ、公開用の写真を提出すること。

③本連合会は本会会誌、ホームページ、新聞、雑誌等に提出された書類及び写真等を公表する。その際、クレジット表記は行わない。また、著作権等のための料金は支払わない。なお、公表する際の受賞事務所名については、他受賞事務所名と表記方法を合わせることで、本連合会に一任する。

④表彰は、令和5年10月13日(金)に開催される第45回建築士事務所全国大会(鳥取・島根大会)において行う予定である。

7. 審査基準及び表彰基準

(1) 審査基準

一般建築部門及び小規模建築部門に応募された、第2次審査候補作品のうち、以下の観点を総合的に判断し、それぞれの対象となる賞を選考する。

①意匠、構造、機能上優れていること。

②防災上、安全上、維持管理上十分配慮されていること。

③ユニバーサルデザインに十分配慮されていること。

④周辺地域の景観形成やまちづくりに配慮されていること。

⑤地球環境維持への配慮がされていること。

(2) 表彰基準

① 国土交通大臣賞

一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が最も優秀な建築作品とする。

② 日事連会長賞

一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞に次ぐ特に優れた建築作品とする。ただし、国土交通大臣賞を受賞した部門は除く。

③ 優秀賞

一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞、日事連会長賞に次ぐ優れた建築作品とする。

④ 奨励賞

一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が優

秀賞に次ぐ建築作品とする。

8. 日事連建築賞選考委員会委員

- | | | |
|-----|-------|--|
| 委員長 | 松村 秀一 | 東京大学特任教授 |
| 委員 | 石坂 聡 | 国土交通省大臣官房審議官 |
| 委員 | 伊藤 香織 | 東京理科大学理工学部教授 |
| 委員 | 加茂紀和子 | (株)みかんぐみ一級建築士事務所 |
| 委員 | 中谷 正人 | 建築ジャーナリスト |
| 委員 | 原田 真宏 | 芝浦工業大学建築学部教授、
(株)マウントフジアーキテクトスタジオ一級建築士事務所 |
| 委員 | 丸川眞太郎 | 日事連前副会長、(株)丸川建築設計事務所 |